

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年 (ワ) 第 101 号、同 27 年 (ワ) 第 34 号、同 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 9 4 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (2 1 8)

広野町の現況

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



同

前 田 琢 治

治



第1 避難指示の内容

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、広野町の北部の一部が、政府による避難指示区域とされた。

政府は、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これにより、同日以降、広野町北部の一部が避難指示区域、その他の地域が屋内退避指示区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、広野町の全域を緊急時避難準備区域に設定した。その後、緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日に解除され、広野町は避難指示等対象区域から外れることとなった。

平成23年12月26日以降、警戒区域及び避難指示区域が、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に見直された際にも、広野町はかかる設定見直しの対象に含まれていない。

第2 空間放射線量の推移

広野町（広野町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移している（単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル。）

なお、いずれも原子力規制委員会が提供する放射線モニタリング情報に依拠するものであるが、最新のものについて、乙B82号証として提出する。

なお、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間5ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.99マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間20ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると3.84マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間100ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると19.04マイクロシーベルト／時となる。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	0.429
平成24年 9月30日	0.143
平成25年 9月30日	0.13
平成26年 9月30日	0.114
平成27年 9月30日	0.13
平成28年 9月30日	0.124
平成29年 9月28日	0.108 (乙B82)

第3 健康調査の結果

- 1 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

広野町については、平成29年8月までの累計で1096人(男性568人、女性528人)が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている(乙B77の1~2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」(平成29年8月までの累計))。

- 2 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった広野町民1898人について、1ミリシーベルト未満が1836人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が58人となっており、約99.9パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である(乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-7 別添資料4)。

疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認

されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-3）。

第4 除染の状況

広野町は、平成23年12月に除染実施計画を策定した（平成24年6月に第2版、平成25年7月に第3版、平成25年8月に第4版、平成28年3月に第5版が策定された。）。同計画においては、地域別及び土地用途別に優先順位が設定されており、地域別では高線量の地域や人口密度の高い地域が優先的に除染を実施する対象とされ、土地用途別では、子供が利用する施設、それ以外の公共施設・道路・鉄道、民間施設、農地・森林の順で優先的に除染を実施することとされた（乙B83「広野町除染実施計画<第5版>」）。

除染の実施状況については、住宅、公共施設等、道路、農地及び森林のいずれについても計画比で100パーセント除染が完了している。（乙B84「環境省除染情報サイトホームページ（広野町）」）。

第5 避難の状況

平成23年3月11日時点における広野町の人口は5490人だった。

これに対して、平成29年5月22日現在の帰還者数は3927人であり、平成28年4月28日現在の避難者数は1040人（県内829人、県外211人）とされている（乙B85「広野町の状況」〔福島県ホームページ〕）。

また、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の広野町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙B79の1及び2）記載のとおりである。これを見ると、広野町における子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点において970人（県内避難者707人、県外避難者263人）であったが、平成29年4月1日時点においては221人（県内避難者191人、県外避難者30人）となっている。

第6 復興の状況

1 広野町は、平成24年3月1日に役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開し、平成24年3月31日には町長発令の避難指示を解除していち早く公共インフラの復旧等に努めた結果、道路、水道、下水道等のインフラは応急復旧された（乙B86「インフラ復旧工程表」1頁）。

広野町では、平成24年3月に広野町復興計画（第一次）、平成26年3月に広野町復興計画（第二次）が策定された。同計画では、平成24年から同33年までの10年間における復興計画・施策のスケジュールが定められている。

2 福島県労働局によると、平成29年7月の県内の有効求人倍率は1.44倍（季節調整値）と高く、このうち、広野町が含まれる相双公共職業安定所管内においても1.64倍と県平均を上回る求人倍率となっている。職業別にみると、医療関係、介護、保安、機械整備・修理、接客、建設・電気工事等の求人が多い（乙B80「平成29年7月分公共職業安定所業務取扱月報」）。

3 広野町の自動車保有台数は、平成22年から平成28年にかけて次のとおり推移している（単位は台、いずれも各年3月31日時点）（乙B81の1～7「福島県市町村勢一覧」）。平成23年から平成24年にかけて減少したものの、平成25年には本件事故前の水準を上回るとともに、その後は増加傾向にあり、平成28年には5000台を突破した。

このことは、広野町における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
4385台	4389台	4374台	4604台	4755台	4950台	5111台

4 その他（乙B85「広野町の状況」（福島県ホームページ））

公共交通機関としては、JR常磐線がいわき～広野間を1日13往復で運行

中の他、広野～竜田（楢葉町）間の運行も再開した。また、仮設住宅と病院・商業施設間を運行する復興支援バス及び町民バスが運行している。

商業施設については、公設商業施設、コンビニ4店舗が営業中であり、商工会の宅配サービスを実施中である。このほかにも、ゆうちょ銀行（郵便局）、あぶくま信用金庫、福島さくら広野支店が営業を再開している。

教育関係では、幼稚園、保育園、小学校、中学校が再開済みであり、また、平成27年4月には県立ふたば未来学園高等学校が開校した。

医療・福祉関係では、高野医院、馬場医院、広野薬局が通常どおり診療等を実施中であり、新妻歯科医院も週2日で診療を再開済みである。また、町内の特別養護老人ホーム「花ぶさ苑」とデイサービスセンター「広桜荘」も営業を再開済みである。平成28年5月から、障害者支援施設「光洋愛成園」など7施設の運営も開始されている。

以上